

平成 年 月 日

保護者の方へ

廿日市市立四季が丘小学校

登校の時期についてのお願い

お子さまは、現在欠席しておられますが、この病気は学校感染症ですから他の児童に感染するおそれのある間は登校してはいけないことになっております。

その期間の基準は次のとおりですから、主治医に相談され登校許可証をもらった後に登校させてください。

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎舌腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
その他の感染症（ ）	

-----き-り-と-り-せ-ん-----
主治医様

お手数をおかけいたしますが、登校許可証の記入をよろしく願いいたします。

登 校 許 可 証

年 組 名 前 _____

上記児童の _____ は軽快しており学校への通学は差し支えないことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師

印